

保険料区分	該当者	令和6年度			
		基準額に対する割合	年額保険料	月額保険料	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額^{※1}と合計所得金額^{※2}(課税年金収入額に係る所得を除く)の合計が80万円以下の方 生活保護を受給されている方 老齢福祉年金^{※3}受給者で世帯全員が市民税非課税の方 	(基準額) ×0.25	① 19,770円	1,640円	
第2段階	世帯全員が	<ul style="list-style-type: none"> 本人の課税年金収入額^{※1}と合計所得金額^{※2}(課税年金収入額に係る所得を除く)の合計が80万円を超え120万円以下の方 	(基準額) ×0.4	② 31,632円	2,630円
第3段階	市民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> 本人の課税年金収入額^{※1}と合計所得金額^{※2}(課税年金収入額に係る所得を除く)の合計が120万円を超える方 	(基準額) ×0.65	③ 51,402円	4,280円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、	<ul style="list-style-type: none"> 本人の課税年金収入額^{※1}と合計所得金額^{※2}(課税年金収入額に係る所得を除く)の合計が80万円以下の方 	(基準額) ×0.85	④ 67,218円	5,600円
第5段階	本人は市民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> 本人の課税年金収入額^{※1}と合計所得金額^{※2}(課税年金収入額に係る所得を除く)の合計が80万円を超える方 	(基準額)	⑤ 79,080円	6,590円
第6段階	本人が市民税課税	<ul style="list-style-type: none"> 本人の合計所得金額^{※2}が120万円未満の方 	(基準額) ×1.15	⑥ 90,942円	7,570円
第7段階		<ul style="list-style-type: none"> 本人の合計所得金額^{※2}が120万円以上210万円未満の方 	(基準額) ×1.25	⑦ 98,850円	8,230円
第8段階		<ul style="list-style-type: none"> 本人の合計所得金額^{※2}が210万円以上320万円未満の方 	(基準額) ×1.40	⑧ 110,712円	9,220円
第9段階		<ul style="list-style-type: none"> 本人の合計所得金額^{※2}が320万円以上500万円未満の方 	(基準額) ×1.50	⑨ 118,620円	9,880円
第10段階		<ul style="list-style-type: none"> 本人の合計所得金額^{※2}が500万円以上800万円未満の方 	(基準額) ×1.75	⑩ 138,390円	11,530円
第11段階		<ul style="list-style-type: none"> 本人の合計所得金額^{※2}が800万円以上1,000万円未満の方 	(基準額) ×2.00	⑪ 158,160円	13,180円
第12段階		<ul style="list-style-type: none"> 本人の合計所得金額^{※2}が1,000万円以上1,500万円未満の方 	(基準額) ×2.15	⑫ 170,022円	14,160円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人の合計所得金額^{※2}が1,500万円以上の方 	(基準額) ×2.30	⑬ 181,884円	15,150円	

※月額保険料は年額保険料を12か月で割って10円未満を切り捨てたものです。切り捨てた金額は、最初の納付月に加算されます。

※年度の途中で65歳に達した方、転入された方など、この表の額と異なる場合があります。

※1 課税年金収入額… 老齢・退職年金など、課税対象となる年金などの収入金額をいい、遺族・障害年金などの非課税年金は含まれません。

※2 合計所得金額… 年金、給与、事業及び株や土地建物等の譲渡所得などの所得(収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いたもの)をすべて合算したもので、基礎控除や扶養控除などの所得控除をする前の金額です。保険料の算定においては、土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。

※3 老齢福祉年金… 明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。